

平成 21 年 1 月 16 日

〒695-0011

島根県

番地

山藤 健五 様

江津市市民生活課  
(医療年金係)

## 後期高齢者医療制度の保険料のお支払い方法の変更について ～ 来年度から「年金からのお支払い」と「口座振替」の選択制となります ～

後期高齢者医療制度の保険料につきまして、<sup>①</sup>基本的には条件が整った方は年金からのお支払い(年金天引き)となります。<sup>②</sup>しかし、特に申請をされた方については、<sup>③</sup>口座振替でのお支払いが可能になります。希望される方は、以下のとおり手続きをおこなってください。

- ① まず事前に金融機関の窓口にて後期高齢者医療保険料の口座振替の手続きをおこなっていただいたうえ、口座振替申込書の「ご本人控え(納入義務者保管用)」をもらってください。
- ※1 金融機関での手続きには振替指定口座の預金通帳・通帳のお届け印などが必要となります。詳しくは事前にご希望の金融機関におたずねください。
- ※2 すでに後期高齢者医療保険料の口座振替の手続きをされておられる方については、金融機関での手続きは必要ありません。念のため江津市役所 市民生活課 医療年金係にご確認ください。
- ② その後、口座振替申込書の「ご本人控え」(※すでに後期高齢者医療保険料の口座振替の手続きをされておられる方については必要ありません)・認め印・後期高齢者医療制度の被保険者証をお持ちになって江津市役所 市民生活課 医療年金係または桜江支所 市民係までお越しいただき必要な手続きをおこなってください。

### ご注意いただきたいこと

- 1 平成21年1月30日(金)までにお手続きいただくと平成21年4月分の年金からのお支払いが中止され、平成21年7月分から口座振替により保険料をお支払いいただくこととなります。(お支払いいただく保険料の総額は変わりません)  
江津市役所 市民生活課 医療年金係または桜江支所 市民係にお申し出いただいた後、速やかに4月分の年金からのお支払を中止する手続きを行いますが、上記の期限を過ぎてお申し出いただいた場合は、4月分の中止手続きに間に合いませんので、お申し出いただく時期により、6月分以降の年金からの中止となりますので、ご了承ください。
- <sup>④</sup>② お支払いいただいた保険料の社会保険料控除は、口座振替により支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合がありますので、振替口座の指定には十分ご注意ください。
- 3 口座振替による後期高齢者医療保険料の納付が滞った場合、江津市の判断により、年金からのお支払いが再開されることがありますので、ご了承ください。

また、平成20年8月に実施された保険料の特別軽減により平成20年10月以降の年金からのお支払いがなかった方につきましては、平成21年7月から普通徴収(口座振替の登録のない方は納入告知書による納付)となりますので、ご希望の方は口座振替の手続きをおこなってください。

お問い合わせ先

江津市 市民生活課 医療年金係  
電話